

ガラテヤ人への手紙一章八節の *τὰ εθνη* について

扇 田 幹 夫

I

ガラテヤ人への手紙二章七—九節は、パウロの宣教活動が、「異邦人＝無割礼の者」のためのものであることを示すための釈義的な根拠を与えるものとして注目されてきた。エルサレムの使徒会議の決定にもとづき、パウロとペテロとの間に宣教対象の分割がなされた事實をつたえていいるそのことは、その中でパウロ自身がその決定を容認して自らを「異邦人」のための使徒と呼んでいることによつて、ほとんど決定的な「証言」として引用されてきた。⁽¹⁾

しかし、一見疑問をさしはさむ余地を残さないかのように見えるこの「証言」も、パウロにおける使徒としての使命の自覚と実践についての総合的な考察の中で、パウロの用いる「異邦人 (*τὰ εθνη*)」が必ずしも一義的に「無割礼の者 (*αρπορονια*)」と同義的ではなく、むしろ、その使徒としての使命の対象を語る場合の *τὰ εθνη* は、ユダヤ人をも、その内に含む概念としての「すべて」に通じる意味をもつものでなければならないことが考察された。⁽²⁾ そこではその「証言」としての絶対性に重大な疑義がさしはさまれ、問題の所在が明らかにされた。ただ、その際にパウロにおける「異邦人」 (*τὰ εθνη*) の意味の一重構造の仮説を、釈義上の問題としてテキストの解釈につき当てて検討を

加える作業は、連續して究明されるべき課題の一つとして残された。小論はそれを受け、パウロにおける *τοῦ εθνῶν* の意味の二重構造の仮説によって得られた新しい視点を、このテキストの解釈に加えることによって、これまでに試みられてきた釈義上の諸問題の解明にどのような光があてられるかを検討するものである。

ここでとくに注目しなければならないのは、ガラテヤ人への手紙二章七節からの文脈の中で、七節の「無割礼の者」と「割礼の者」との対照が、八節では（九節も同様）「割礼の者」と「異邦人」の対照に言い換えられて いるという事実である。仮りにこの言い換えが、何ら意識的なものではなく、八節の「異邦人」(*τοῦ εθνῶν*) が、ここで「異邦人」(非ユダヤ人)「無割礼の者」という図式でとらえる外ないとすれば、パウロはあきらかに「異邦人」(非ユダヤ人)には単に「非ユダヤ人」「無割礼の者」という以上の意味が含まれており、それは「ユダヤ人とギリシャ人」に代表される「すべて」の者という意味の広がりをもつことばであると考えることができるならば、七節と八節の文脈の流れにおけるこの言い換えによる微妙な違いは、パウロ理解にとって、きわめて重要な意義をもつものといわなければならないであろう。

パウロは、はたして意図的に八節の言い換えをしたと考えることができるのか。この問題については、二つの視点から検討することが必要であろう。一つは、七節から九節にかけての文脈の中での八節の位置づけの問題である。そのためには、使徒会議における役割分担の決定に対するパウロの立場と、その受けとめ方についての解釈が問い合わせなければならない。いま一つは、パウロにおける「異邦人」(*τοῦ εθνῶν*) という用語の使用例について、これを「ユダヤ人」、「ギリシャ人」、「割礼の者」、「無割礼の者」などの用語の実際の使用例と比較、対比することによって、その意味の構造をあきらかにするという試みである。小論においては、ガラテヤ人への手紙二章七—九節の釈義の問題としては予備的作業と考えられる第二の問題をはじめに検討し、次に八節の位置づけの問題を中心とする釈義上の

諸問題を取り上げる。

II

「異邦人」ということばは、パウロの「七つの手紙」⁽³⁾の中で、全部で三八節の中に四五回用いられている。そのうちローマ人への手紙一〇章十九節に出てくる二回の用例は、単数形であるので、厳密には四三回、三七節にわたって用いられている。これらの用例のすべてについて「異邦人＝非ユダヤ人＝無割礼の者」として読むことも、もしパウロの意図を深く問うことをあえてしなければ不可能ではないであろう。しかし、それは他の読み方の可能性を全く排除するものではない。

この四三回の用例の中で、あきらかに代表二分割表現として「異邦人」が「ユダヤ人」と対になって用いられる場合が三回ないし五回みとめれる。⁽⁶⁾また、直接「ユダヤ人」ということばをその対句として明示せずに、「彼ら」その他によって暗黙のうちに代表二分割表現の一方として「異邦人」を用いている例が八回みられる。⁽⁷⁾これらの代表二分割表現としての用例の中で、「ユダヤ人」との明瞭な対句表現をなしている三例については、パウロは全く疑問をさしはさむ余地なく「異邦人」を「非ユダヤ人」の意味に用いている。

このような例があげられることが、これまでのパウロにおける「異邦人」の意味の規定に大きく影響を与えてきたであろうことは容易に推察されるであろう。しかし、このような一義的な「異邦人＝非ユダヤ人」としての使用が、パウロの「異邦人」の用例のすべてではないことも、またここで注意されなければならないであろう。

パウロが、彼の宣教活動の対象を語ることばとして「異邦人」を用いている例は、五回あるいは七回みられる。⁽⁸⁾これらの例はすべて「ユダヤ人」との対句としてではなく、単独で用いられている。ここでききにあげた例と対比して

注目されるのは、パウロが、彼の使命の対象を語る場合には「異邦人」をその一方とする代表「分割表現を取らない」ということである。 「ユダヤ人と異邦人」という表現は、パウロが宣教活動の対象を語る場合とは異なる文脈の中でのみ用いられているのである。

パウロは、自らの宣教の対象を述べる立場からではなく、神の救いの業の対象となる「すべて」を構成する部分として「ユダヤ人と異邦人」という表現を用いる例が五回みられる。⁽⁹⁾ これは、パウロが彼と同時代の多くのユダヤ人とともに、一般的な立場からは、人々を「ユダヤ人と異邦人」として表現する習慣を受け入れていたことをあらわすものであろう。

ここで、パウロが、自分の宣教活動の対象としても、神の救いの業の対象としても、「割礼の者」と「無割礼の者」という用語による表現を一度も用いていないということは注意されてよいであろう。さらに、パウロが彼の使命の対象を単独で「異邦人」として語る場合についても、それに相当する「無割礼の者」を宣教の対象とするというような表現は全くみられないことも指摘されてよいであろう。

このことは、パウロにおける「異邦人」が、モーセの律法を媒介とする宗教的、文化的特権意識と結びつきやすい「割礼の者」と対をなす表現である。「無割礼の者」とは容易に置き換えられないことばであったことを示すものと解される。パウロにおける「異邦人」は、コリント人への第一の手紙一章二三・二四節の例にみられるように、むしろ宗教的偏見をともなわない単なる事実としての「人種」をあらわすことばとしての「ギリシャ人」と言い換えられているのである。

「ユダヤ人」ということばは、パウロの手紙の中で二三節の中に一四回 (*Ioudaikos*, *Ioudaia* を入れると一六回) 出てくる。そのうち「異邦人」と対句をなして用いられているものが二回ないし五回⁽¹²⁾、「ギリシャ人」と対句として用いられている例が十回みられる。⁽¹³⁾ 単独で用いられているのは九回である。⁽¹⁴⁾ これら「ユダヤ人」の用例で著し

いのは、このことばが、「異邦人」あるいは「ギリシャ人」と対句をなして用いられる場合は、ほとんど、代表二分割表現の一方を指しているという事実であろう。「ギリシャ人」との対句の場合は例外なしにすべてが代表二分割表現である。「異邦人」との対句の場合は、ガラテヤ人への手紙一章十五節のみが例外であり、他はすべて代表二分割表現となっている。このことは、パウロが広く「すべての人々」について考え、また語る場合には、つねにその一方に「ユダヤ人」の存在を意識していたことを示すものと解されるであろう。

パウロが自らの宣教活動の直接の対象を語る文脈の中で「ユダヤ人」が単独で用いられている例は一回⁽¹⁵⁾、「ユダヤ人と異邦人」の対句として使用される場合が二回⁽¹⁶⁾、「ユダヤ人とギリシャ人」の対句表現の中でも用いられている例が五回ある⁽¹⁷⁾。これらの用例のうち、「ユダヤ人と異邦人」の対句における「異邦人」は、コリント人への第一の手紙一章二三節の言い換えにもみられるように、「無割礼の者」という宗教的ニュアンスをもつことばとしてではなく、むしろ「ギリシャ人」と置き換えることのできる「人種」としての「ユダヤ人以外の者」であることはすでに指摘した。⁽¹⁸⁾使命の対象を語る対句表現の中では、「ユダヤ人とギリシャ人」の例がもつとも多いことも、パウロにとって宣教の対象となるべき人々は、「もはや割礼のあるなし」によつては分けられないものとしての「すべての人々」または「諸民族」であり、その諸民族を構成する人々を仮りに代表二分割方式であげるならば、それは何よりも「ユダヤ人とギリシャ人」ということばで表現されるべきものとしてとらえられていたことを示すものと解することができるであろう。いずれにしても、彼が宣教の対象として意識していたものの中から「ユダヤ人」を除外するということは、パウロ自らがその使命の対象を語ることばのほとんどすべてを黙殺した上でなければ不可能であることが、ここからあきらかである。さらに、この点については、「わたしは・・・で生きるだけ多くの人々を得るために、自ら進んですべての人の奴隸になつた。ユダヤ人には、ユダヤ人のようになつた・・・律法の下にある人には・・・律法の下にある人のようになった。・・・律法のない人には・・・律法のない人のようになつた・・・弱い人には弱い者になつた・

・・すべての人に對しては、すべての人のようになつた・・・」という、コリント人への第一の手紙九章一九—二十節のことばは、パウロの意識の中になつた宣教対象の内容を例示するものとして指摘できるであろう。⁽¹⁹⁾

さらにまた、パウロが単独で「ユダヤ人」を使用する九回の例の中で、パウロの宣教の対象あるいは神の救いの業の対象として用いられていると考えられる四回の例において⁽²⁰⁾、「ユダヤ人」ということばと並行して「律法」あるいは「割礼」ということばが、「ユダヤ人」と重複する形でくり返し用いられていることも注意されてよいであろう。それはパウロが神の救いの業の対象として「人々」を考える場合に、「人種」の別をあらわすことばとしての「ユダヤ人」と神の律法の下にあることあるいは割礼を受けていることを神の前における特権的立場をつくるものと考える「ユダヤ教徒としてのユダヤ人＝割礼の者」との意味の微妙な使い分けをしていたといふ解釈を可能にする。⁽²¹⁾もしこのことが事実であるとすれば、パウロにとって「無割礼の者」は簡単に「異邦人」と置き換えることばではなくなるであろう。

「ギリシャ人」ということばは、パウロの手紙の中で十節にわたつて十二回用いられている⁽²²⁾。それら十二例のうち二例のみを除いて、他はすべて「ユダヤ人」との対句表現して用いられ、またそのいずれもが代表二分割表現の一方をあらわす用語として使用されている。

パウロの宣教活動の直接の対象を指示する用例は六回⁽²³⁾みられ、何らかの意味で神の救いの業の対象としての意味を含む用例をそれに加えるならば、ガラテヤ人への手紙二章三節を除いて、他の十一の例はすべて「対象」をあらわす表現である。パウロが彼の宣教活動の対象を語るものとも典型的な表現が「ユダヤ人にもギリシャ人にも」という対句表現であることが、これによつてあきらかであろう。

ここで、ローマ人への手紙一章一四節で、パウロが自らの宣教活動の対象を例示しながら、その中に「ユダヤ人」ということばを用いていないことが注目される。この箇所では「ギリシャ人にも未開の人にも」という表現が用いら

れているのである。これはパウロが自らの宣教活動の対象を「異邦人」(πλεθνη) といふことは以外で語る際に、その中に「ユダヤ人」を含めていない唯一の例である。

しかし、この個所の用例を根拠にして、パウロの宣教の対象からは「ユダヤ人」が除外されていたと結論することは、いささか軽率であろう。⁽²⁵⁾ ここでのローマ人への手紙一章十六節に続く文脈の流れからも、またすでにみた「ユダヤ人をはじめギリシャ人にも」という多数の用例からも、パウロの宣教について「ユダヤ人」は、つねに不可欠の部分として中心的な位置を占めていたと考えられるのである。

これら「ギリシャ人」の用例の全体への考察を通して指摘できることは、むしろ、パウロがその宣教の対象を代表二分割表現によってあらわす場合に「ユダヤ人」の占める部分がきわめて大きい事実であろう。「ユダヤ人」は、それらのすべての用例において冒頭にあげられているのである。それが、自らを「異邦人＝非ユダヤ人」の使徒として認めていた人間のことばであろうか。たとえパウロが自らを「異邦人」(πλεθνη) の使徒と語ったとしても、その場合の「異邦人」は決して「非ユダヤ人＝無割礼の者」とは同義語ではないと考えなければならない理由がここにも示されているといえるであろう。

パウロにおける「異邦人」の意味の二重構造の仮説は、このように、パウロの手紙にあらわれる「異邦人」「ユダヤ人」「ギリシャ人」の用例を検討することを通じてもうづけられる。つまり、彼は一方では、多くの用例にみられるように、当時の一般的な慣用にしたがつて「異邦人」を「非ユダヤ人」の意味にも、「無割礼の者」の意味にも用いながら、一方、彼が自らの使命は「異邦人」のためのものであるという場合には、その宣教活動の対象となる人々としての「異邦人」(πλεθνη) は「非ユダヤ人＝無割礼の者」の意味に限定されるべきではなく、むしろ「もうもろの民」「諸国民」という意味であって、その中には「ユダヤ人」もまた重要な部分として含まれると考えられるのである。

「異邦人」のこのような二義的な使用はパウロに固有のものであつて、それはパウロの福音理解の特質によつてはじめて可能となつたものであろう。ガラテヤ人への手紙二章七節から八節にかけての「無割礼の者」から「異邦人」への置き換えは、このような意味で、パウロの福音理解とその使命の特異な自覚をあらわすことばとして、きわめて重要な意義をもつものと考えられるのである。しかし、パウロはその言い換えを意識的に行なつたということが、はたしてその文脈の釈義を通して確認できるであろうか。

III

いわゆるエルサレムの使徒会議の成果を報告しているガラテヤ人への手紙二章七—九節の註解の中で、八節についての註記はおおむね簡略であり、七節と九節の説明の中に含ませて論じる例が多い。⁽²⁶⁾ ことに、七節の「無割礼」ということばが八節では「異邦人」ということばにいい換えられている事実に注目し、それを問題として取り上げている例はほとんど見られない。その表現上の違いに一應の注意をはらつてゐる唯一の例ともいえる佐竹の註解では、「しかし、この違ひは、重大な意味を持たない」という結論である。⁽²⁷⁾ ほとんどすべての註解において、パウロは「異邦人＝無割礼の者」への使徒として自らを語つていて解されているのである。

このように、八節の「異邦人」(παρεθνη)について、それを問題として取り上げる前例はこれまでの諸註解書にはみられないの、ここでは、はじめに二章七節から九節までの註解としてこれまでに論じられてきたいくつかの論点に添つて検討を加え、それを手がかりとして八節の問題の解明にあてるという方法をとらざるをえない。その場合にもつとも重要な問題となるのは、七節から九節にわたる文脈の中で八節が占めている挿入句としての性格を確認することであろう。つぎにその挿入の意図とそこに述べられている内容が検討されなければならない。

ガラテヤ人への手紙二章七節—九節の釈義上の問題としてこれまでに多く論じられてきた論点には、一つにはパウロのことばとしてはここだけにみられる「ペテロ」という呼び方の問題がある。さらにそれと関連して、九節の「柱として重んじられているヤコブとケパとヨハネ」という表現にみられる「ヤコブ」と「ケパ」(ペテロ)との原始教団における指導者としての立場が問題とされてきた。また一方、七節と九節に明記されているペテロとパウロの間の役割分担が「地域」の分割であるのか、それとも宣教活動の対象となるべき「民族」を意味するのかという問題がある。またそれと関連して、割礼の者のための福音と無割礼の者のための福音という「二つの福音」という理解をパウロがたとえ便宜的に持っていたと考えられるのかという問題がある。

「ペテロ」という呼び方が、パウロの手紙の中の表現としては異例であって、ガラテヤ人への手紙二章七節、八節だけに限られるという点については、ライトフット、シユリアーなどが詳細に論じている。⁽²⁸⁾ また一部には、釈義の問題としてよりは、カトリック教会とプロテstant教会の職制論についての神学的な議論としての研究もみられる。⁽²⁹⁾ シュリアーは、ここで非パウロ的な表現が用いられているのは、「パウロは、エルサレムの使徒教会の（アラム語からの）ギリシャ語訳の文章を引用している」からであるとするディンクラーの説を一部修正して、ギリシャ語訳文からの一字一句の引用ということは、七節に「わたしには」ということばが挿入されていることなどからもあり得ないとしても、エルサレム会議で決定された教会の表現がこのパウロの表現に影響をあたえていることは認められなければならないとする。⁽³⁰⁾ クルマンにも同様の見解がみられる。⁽³¹⁾ この点についてはこの「ディンクラー＝シュリアーの仮説」に対する強力な反論はみられない。⁽³²⁾

このように、もしエルサレム会議の決定による表現の影響が七節の「ペテロ」という表現にあらわれているとすれば、この節にみられる他の「非パウロ的」表現にも同じように影響をあたえていると考えられるであろう。「ペテロ」

ということばがパウロ自身から出た表現としては異質なものを感じさせると同じように、パウロの宣教の対象としての「無割礼の者」という表現もまた、きわめて非パウロ的であると考えられるとすれば、エルサレム会議の教会の表現の影響は「ペテロ」にとどまらず、むしろ「ペテロは、割礼の者に、パウロは、無割礼の者に」という役割分担の基本的規定の表現の全体にかかっていると考えられるのである。

デインクラーは、「ペテロ」ということばの使用の背後にアラム語の文書があり、そのギリシャ語への翻訳の過程でのことばが用いられるようになつたであろうという仮説を説くに際して、なお注意深く、「ペテロ」という表現のみでは決定的な結論を引き出すには充分ではなく、他の論点を加えて傍証される必要があるであろうと述べている。⁽³³⁾ 残念なことに、デインクラーは、ここで「異邦人」と区別して用いられている「無割礼の者」という表現には、まったく注意をはらつていらない。しかし、パウロにとって、宣教活動の対象の表現としての「割礼の者」「無割礼の者」ということばは、ある意味で「ペテロ」ということは以上に非パウロ的であり、パウロの表現としてはなじまないことばであることに注意することによって、デインクラーが求めていた傍証を提供することができるであろう。

「割礼」ということばは、パウロの七つの書簡の中に二十九節にわたって三十三回使用されている。⁽³⁴⁾ 新約聖書中に「割礼」が出てくる例は他に、エペソ人への手紙に一回、コロサイ人への手紙に三回、テトスへの手紙に一回、ヨハネによる福音書に二回、使徒行伝に三回みられる。「無割礼」ということばは、パウロの書簡に十四回用いられているが、⁽³⁵⁾ 新約聖書では他にエペソ人への手紙に一回、コロサイ人への手紙に二回用いられているのみである。したがって「割礼」および「無割礼」ということばは新約聖書の用語としてはパウロが使用する例が圧倒的に多く、きわめてパウロ的な用語であるということが一応いえるであろう。⁽³⁶⁾ しかし、このことは必ずしもパウロが彼の福音宣教の対象を語ることばとして「割礼の者」と「無割礼の者」という表現を多く用いたということではない。パウロが彼の語彙の中に「割礼」「無割礼」ということばをもつていたということは、それだけ彼が「ユダヤ人」の存在を強く意識し

つづけていたことのあらわれとも考えられるのである。

佐竹が指摘するように、パウロにおいて「割礼」「無割礼」が用いられるのは、彼が宣教の対象を語る文脈の中ではなく、福音の受容のための充分な条件として割礼のあるなしが具体的に問題とされる文脈においてである。⁽³⁷⁾

「無割礼」についてみるとならば、その十三回の用例のすべてが一致して、信仰による福音の受容のためには、もはや「割礼」「無割礼」の区別は何らの意味ももちえず、むしろその区別を意識することは福音の受容のためにさまたげになるであろうことを述べるためのものである。

「割礼」については、その二十九回の用例のうち四例をのぞいて、他はすべて、信仰によって受ける神からの義の前に「割礼があつてもそれは問題ではない」（コリント人への第一の手紙七章十八節）という意味の表現の一環として用いられている。

さうに、パウロが、彼の宣教の対象を語ることばとして「割礼の者、無割礼の者」という表現を用いている例は、問題のガラテヤ人への手紙二章七節の例をのぞいて他に一度もみられないという事実も、ここで指摘されてよいであろう。パウロが「割礼」「無割礼」を多く用いたのは、宣教の対象を語ることばとしては、その区別を否定するためのものであったのである。したがって「ペテロは割礼の者へ、パウロは無割礼の者へ」というような表現は、「割礼の者」と「無割礼の者」との違いを福音宣教の対象としてもなお重要なことと見なしていたであろう「エルサレムの人々」の表現としてはありえても、パウロ自らが好んで用いた表現としては考えがたいといわなければならない。

「ペテロ」という非パウロ的用語についてのディンクラー＝シリナーの仮説は、このように「無割礼の者」ということばが、パウロの宣教の対象を語る用語としては、パウロにじます、パウロ以外の者による表現の影響を受けているものと考えなければならないという考証によつて補足されることになるであろう。

このことが認められるならば、八節の挿入的文脈の中で、パウロが七節の表現に解釈を加え、七節の内容を主体的

に受容できる表現に言い換えている表現において、もつとも注意されなければならないのは「ペテロ」ではなく（それは慣用の違いであって、もともと内容的にこだわる程の違いを「ケペ」との間に生じる表現ではない）むしろ、七節の「無割礼の者」が、「異邦人」に言い換えられている事実であるといふことがいえるであろう。

私見によれば、パウロは、八節を挿入するに際して、原則としてできるだけ原文の表現に忠実にしたがい、不必要なトラブルを避けようとした。その意味で、「ペテロ」という表現は、あえて「ケペ」といかえる必要が認められないものとして、そのまま八節でも用いられた。しかし、パウロの使命の対象を「無割礼の者」（＝ユダヤ人以外の者）と一義的に規定してしまう点については、パウロは何としてもそれを言い換えなければならぬ動機をもつていた。それがパウロ的な意味の一重構造をもつ用語である「異邦人」(外邦人) ということばへのいい換えとなつて表現されたと解釈されるのである。八節の挿入の意図は、もちろんその言い換えのみにあるのではなく、バートンや佐竹その他多くの註解者が指摘するように、七節に報告した「使徒会議での決定を通してパウロに務を与えたものは「かの『重だった人たち』」などではなく、「神ご自身」であるという主張にもあつたことは認められるであろう。⁽³⁹⁾ それはガラテヤ人への手紙の冒頭からの論点をうける重要な挿入である。しかし、そこにもう一つの主張点が七節の「無割礼の者」から八節の「異邦人」への言い換えの中にかくされていることについては、その意義の重要さに比べてこれまであまりに注意されることが少なかつたといえるのではないか。

九節に「柱として重んじられている」人々として、ヤコブ、ケペ、ヨハネの名前が、ヤコブを筆頭にしてあげられている点について、ライトフットは、パウロが福音の宣教について語る場合は指導者としてペテロの名前をさきにあげるが、エルサレムの指導者を語る場合にはヤコブの名前をさきにあげる例が多いことを指摘している。⁽⁴⁰⁾ バートンによれば、このような順序で名前があげられているのは、エルサレムの使徒会議の開催とその教令の条文の決定におい

て、ヤコブがとくに重要な役割を演じていたことによる⁽⁴¹⁾。佐竹やクルマンが指摘するように、事実ペテロは使徒会議の後は、伝道者としてエルサレムを離れることが多く⁽⁴²⁾た。

シェリアーは、この点について、G・シレの説を引用して、エルサレム会議の協定は、実は「エルサレムの人々の眼からみて」ペテロリヨハネに代表されるユダヤ人伝道のためのグループと、パウロリバルナバを代表とする非ユダヤ人伝道のグループとに分けることが必要であると考えられていたことによるという⁽⁴³⁾。この立場によれば、エルサレム会議を開催した「エルサレムの人々」の意図は、パウロの伝道活動を公認することにより、パウロをその監督のもとにおくとともに、パウロの活動に一定の枠を定めることであった。シェリアーによれば、この点に注意することによつて「わたしたちは異邦人に、彼らは割礼のものへ」という九節の区分の「地域」とも「対象となる人々」とともとれる「あいまいさ」が説明されるであろうとされる。つまりエルサレムの人々にとっては分割規定の実践的な運用のためのこまか配慮よりも、権威の所在を明らかにすることがより重要な関心事であったと解釈されるのである。⁽⁴⁴⁾ いずれにしても、「エルサレムの人々」という視点をここに導入することによって、一方でペテロが旧い世代の代表として、もう一方にパウロが新しい一つの勢力の責任者として、ともにエルサレムの指導者の前で役割分担の承認を求める見方ができるることは注目すべきであろう。この会議を契機として、ヤコブを中心とするグループが実質的に指導権を確立し、その後、ペレスチナのキリスト教のユダヤ民族的制度宗教化の過程が急速におしすすめられるようになつた。⁽⁴⁵⁾ ここで事態はあるいはそれほどペテロにとって屈辱的でなかつたとしても、パウロはこの会議で指導的役割を演じた者が誰であるかを確かに知つており、その結果「ヤコブ」の名前がはじめに出されたのであるうと解されるのである。

八節の挿入句は、この点についても、パウロ自身の見解を示しておく必要からなされたものと解することができるであろう。さらに八節のことばは単に七節の内容の説明にとどまるものではなく、シェリアーのいうように、「エル

サレムの人々」の意図に対する「パウロの立場」からの一つの「解釈による主張」であるとすれば、「異邦人」を含む八節の表現の一語一語はきわめて注意深く選ばれたものであるとみなされねばならないである。⁽⁴⁶⁾

パウロとペテロの間で分担されることになった対象が、「地域」を指すものか「人種」をあらわすものかという問題については、ほとんどの注解者が述べている。しかし、この点について一致した見解は得られていない。むしろそれが「あいまい」である理由がここでは問われなければならないであろう。

バートンは、九節についての註の中でこの問題を取り上げ、七節との関連でこの区分は一見「人種」的な立場からのものであるとしながら、ギリシャ語の *εθνος* を伴う表現の文法的考察から、結論としては「地域」的区分とみるべきであるとする。⁽⁴⁷⁾

エプケは、七節—九節の主張点は、分割の規定にあるのではなく、パウロの異邦人伝道が、エルサレムの指導者たちによって公認されたことを伝えることであつて、したがつて分割の規定に不明確な問題点がつきまとることはこの個所の解釈にとって決定的な障害とならないであろう。⁽⁴⁸⁾ エプケによれば、ここでの分割規定が不明確である理由は、パウロとペテロの間に、分割規定の受け止め方に違いがあつたからである。つまり、パウロにとってより好都合と考えられたであろう「地域」的分割としての理解が、のちにペテロによって「人種」的な分割の意味にとりかえられたことによるというのである。⁽⁴⁹⁾

エプケの立場は、佐竹が指摘するように、「地域」とも「人種」ともとれるこの個所についてのこれまでの諸説を折衷する試みとみられる。⁽⁵⁰⁾ しかし、それは必ずしも充分に説得的な解決とはなつていない。なぜなら、もし「人種」的な区別がペテロの意志によって選び取られたものであるとすれば、彼自身がその「人種」的区分規定を破つていることが説明できないであろう。また、アンテオキアでのパウロのペテロへの非難も、ペテロが（その規定を破つて）

ユダヤ人以外の者たちと交わっていることを何ら問題とするものではなかつたのである。⁽⁵²⁾ また、はじめにパウロの「地域」的な理解があり、のちにそれをペテロが「人種」的なものに変えたという順序の想定には、とくべつな根拠はみられない。むしろ前後の状況から、七節の教会の原案作成にあたつてあらかじめペテロの了解がとりつけられており、それをパウロが受けいれたという手順が想定されるであろう。

佐竹は、以上のようなバートン、エプケの論点をふまえた上で、この問題はパウロおよびペテロの「福音の特質」の違いとの関連で解決されるべきであるという。⁽⁵³⁾ 彼によれば、バートンの地域的区分説は、エルサレムの指導者たちが自らの活動分野をユダヤ、パレスチナに限定したことは「はなはだ疑わしい」⁽⁵⁴⁾ ゆえに否定される。⁽⁵⁵⁾ 問題を「地域」か「人種」かという点に限つてみれば「人種」的な区分とするべきであろうという。しかし、ただ、対象が人種的な立場から分割規定されていると解されるべきではなく、むしろ、パウロの福音が「異邦人のための福音」という特質をそなえていたことと対応する事柄として理解されるべきであるとする。

シリヤーによれば、エルサレムの決定は地理的、人種的区分を確定することを目的とするものではなく、むしろ宣教活動全般についての権威の所在を明らかにするためのものであつた。⁽⁵⁶⁾ 地理的区分か人種的区分かという点についてのあいまいさを残したまま、パウロがそれを教令として受けいれることによつてその意図は一応達成された。しかし、パウロは、その決定内容については、八節の挿入によつて、パウロ自身の立場からの受けとめ方を示すことによつて、自らの信念と矛盾しないものとして受けとつたのである。したがつて八節は、単にパウロとエルサレムの指導者との間に和解が成立したという事実を伝えるものではない。パウロの意図は、彼にゆだねられている福音が神からのものであることをあきらかにすることによつて、パウロもペテロもともにエルサレムの権威に全面的に服従するものではないことを主張することにあつたと解されるのである。

シリヤーのこの「権限説」は、七節・九節の宣教対象の区分規定についてのアポリアを解くためのもつとも说得

力ある仮説と考えられる。クルマンが、原始教団におけるペテロの位置への考察と、原始教団の各地の教会の構成員の実状への考察という視点から、ここで二分割が、はじめから厳密には実行不可能なものであったことを指摘していることも、このシユリアーの見解を支持するものといえよう。⁽⁵⁹⁾

さらに、もし、シユリアーが引用しているシレの説から推測されるように、ヤコブを押し立てるエルサレムの指導者グループと、ペテロリヨハネというイエスの弟子グループの関係は必ずしも一体ではなく、むしろ、ヤコブのグループはペテロをペテロと並べて自らの指導権のもとにおこうとしたという事があつたとすれば、この点をめぐる諸問題の多くは解決されるであろう。

私見によれば、ペテロは、教令の中の「無割礼の者のための福音」という表現を「異邦人の間における宣教」といいかえることによって、エルサレムの指導者たちの一応の了解のもとに、その区分規定を受けられた。しかし、実質的には、彼らが課そうとした実践不可能な制約を越えることのできる受け容れ方を八節の挿入で示していると解されるのである。パウロが、一方ではエルサレムの人々のための募金活動に熱心であり、また「異邦人の地」にとどまりながら、一方においては各地で「ユダヤ人とギリシャ人」とに福音を宣べ伝えることができた根拠はここに示されていると考えられるのである。

それに反してペテロは、協定の表現を「人種」的な区分として無条件に受け入れていいかのように地理的制約を越えて、公然とアンテオキア、コリント、その他の地を訪れている。しかし、彼にはまたアンテオキアでの例にみられるように「人種」的制約にもこだわらなかつた様子がみられる。

つまり、エルサレムの使徒会議の協定は、エルサレムの人々の立場からすれば、ヤコブを「全体」に対する責任者とし、ペテロを、パウロと並ぶ「部分」的な責任の分担者とする内容のものであつたのである（その場合、この区分規定が、こまかな点で厳密に実践可能か否かが深く検討されなかつた理由があつともよく理解されるであろう）。そ

の「意図」に対してパウロは「異邦人」(ταν εθνη) といったことばの両義性によって彼自身の立場を調整し、独自の対応を示すことができた。

しかし、おそらく朴直な資質をもっていたであろうペテロは、この事態の変化に含まれるエルサレムの人々の「意図」を適確に把握できないまま、その協定を無条件に認めた。しかし、一方では、それまで十二弟子の長として全体に対する指導者であった者としてもいた意識を切り替えなければならぬ必要を充分に自覚できないままに行動したと解されるのである。そのようなペテロの行動は、もはや明確な権威に支えられたものではなくっていた。したがって、エルサレムの使徒会議のあとでは、ペテロは一方で、エルサレムのヤコブのもとから来る割礼の者たちの眼を「恐れ」なければならなかつた。⁽⁶¹⁾ また一方では、パウロは、もはや教会の一致を破る不安なしにペテロのあいまいな態度を「公衆の面前で」「非難することもできたと考えられるのである。⁽⁶²⁾ したがって、パウロとペテロとを分けているものは、「地域」でも、対象とする「人々」でもなく、また両者の福音理解の類型の違いでもない。それはキリストの福音の理解についての論理的徹底の程度の違いであったといわなければならないであるう。

ここで、パウロの福音宣教は、もっぱら、「異邦人＝非ユダヤ人」のためのものにふさわしい内容のものであり、パウロ自身も、その福音をとくに「異邦人＝非ユダヤ人」に説くことに特別な使命を感じていたとする佐竹の「二種類の福音」説は、⁽⁶³⁾ この区分規定の問題の解決の方向としては必ずしも当を得たものではないといわなければならぬ。二章八節の強調点は、佐竹もみとめるように割礼の者への使徒とされたペテロの使命と等しく、パウロの使徒としての使命もまた神に由来するということであった。⁽⁶⁴⁾ パウロとペテロとの根本的には同一の福音が佐竹のいうように「割礼の福音」と「無割礼の福音」として区別されるべき「ちがつた形になつてあらわれたことを強調する」意図がそこに込められていたと解すべき固有の根拠はそこにみられない。

そのような「違ひ」の強調は、むしろ、割礼と無割礼の違いを重大な事柄として問題とするエルサレムの指導者た

ちの立場でこそ成立し得たであろう。また、原始教団の中には、そのような区別がおこなわれていた事実があることも否定できないであろう。しかし、パウロが自らすすんでそのような「二つの福音」の前提を立て、それによって自己の立場を弁明しようとしたとは考えられない。パウロの福音は、結果的には、多くの異邦人の受け容れるところとなつたとはいえ、パウロ自身の立場では「律法からの自由の福音」であつて、誰に語られるよりもさきに、まずユダヤ人にこそ宣べ伝えられるべき「内容」のものであつたのである。

IV

ガラテヤ人への手紙二章七節—九節の釈義上の諸問題についてのこれまでの考察から、八節の*τὰ εἴθην*の意味について次のようにいうことができるであろう。

まずははじめに、八節が、七節から九節前半につづく文脈の中で、挿入句としての位置を占めることが確認された。それは、とりきめの条項の中で「彼ら」がみとめた内容に対して、パウロ自身の立場からの解釈による受容の姿勢を示すものであった。

それによつてパウロは、彼にゆだねられている福音が、ペテロへの福音とともに、神自らの権威によるものであることを主張する。さらに、七節の「無割礼の者への福音」というパウロにとっては受けいれがたい表現を、「異邦人(*τὰ εἴθην*)への福音」ということばに置き換えることによつて、パウロ自らが受けいれることのできる表現としている。この置き換えは、エルサレムの人々にとつては、その意味の違いをほとんど見分けることができないものであつたのに反して、パウロにとつては、きわめて重要な意義をもつものと考えられていたと解釈される。

パウロが自己の使命の対象を語ることばとして用いる「異邦人」(*τὰ εἴθην*)の特殊な意味の問題については、「ユダ

ヤ人」「ギリシャ人」との比較によって、その意味の一重構造が示された。その結論はここでくり返すまでもないであります。また、「割礼」「無割礼」の用例への考察からは、パウロにとって宣教の対象を語ることばとしての「無割礼の者」という表現は他に例をみないものであり、パウロが同じく宣教の対象を語る「異邦人」(πā ἔθνος)とは明確に区別されるべきことがあきらかにされた。

ガラテヤ人への手紙二章八節のπā ἔθνοςについての以上の考察から、これまで多く「異邦人」「非ユダヤ人の使徒パウロ」という理解の論拠とされてきたエルサレムの使徒会議での決定とそのパウロによる受容が、必ずしもその決定的な「証言」とはなり得ないことが示された。パウロによる「異邦人」(πā ἔθνος)の意味の微妙な読みかえは、むしろ外側からパウロに加えられた「異邦人」「非ユダヤ人」「無割礼の者」の使徒としてのパウロという規定を、内側から乗り越えようとするパウロ自身の意志の表示をそこに見い出させる結果に導いた。

そのような挿入による意志表示に導いたものは、事柄としてはいうまでもなくパウロの宗教体験におけるキリストの福音理解の深さであろう。それはすべての制約をこえて人間ににおける根原的なものに触れさせる体験であるゆえにまた「すべて」に向って道を拓く必然性をそなえたものであった。そのような意味でパウロは、一つの宗教的伝統において宗教の真実にふれ、そのことのゆえに特定の宗教的伝統による制約を越えて、人間における「すべて」に通じる世界に生きていたといえるであろう。パウロをして、その語彙の中に彼に固有の「異邦人」(πā ἔθνος)を加えさせたものは、そのようなパウロの体験的認識のはたらきかけであろう。しかし、このような推論は問題の所在をさぐり出す手がかりとしては有効であっても、すでに当該個所の釈義の域をこえている。それは、パウロにおける宗教体験の質の理解の問題として別に論じられるべきであろう。

- (一) cf. Sanday-Headlam, *The Epistle to the Romans*, Edinburgh : T. & T. Clark, 1902 ; C. K. Barret, *The Epistle to the Romans*, London : Adam & Charles Black, 1962 ; 「日本翻訳『ローマ人への手紙』新教出版社」一九六七年、「聖書」、*ルルの地*
- (二) 抽稿「ペウロは『異邦人』の使徒か——ローマ人への手紙」第一章五節の *τὰ ἔθνη* の翻訳と解釈をめぐる諸問題——」(『神戸女学院大学論集』、七十号、一九七八)。
- (三) 現代の新約聖書緯論学の立場からペウロの真筆として異論がなさないのは、ローマ人への手紙、コリント人への第一の手紙、コリント人への第一の手紙、ガラテヤ人への手紙、ヨハニン人への手紙、テサロニケ人への手紙、ヨハニン人への手紙に亘ってはペウロの真筆である有力な説である。その他、コリント人への手紙、コロサイ人への手紙、テサロニケ人への第一の手紙についてはペウロの真筆である有力な説があるが、定説となるにはまだいたくはない。cf. Kümmel, W. G., *Einführung in das neue Testament*, Heidelberg : Quelle & Meyer, 1965 ; Bornkamm, G., *Das neue Testament*, Stuttgart : Kreuz Verlag, 1971 (ボルンカム＝佐竹明訳、『新約聖書概論』邦波書店、一九五六年、山谷出版社)、『新約聖書解題』新教出版社、一九五八年、その他。
- (4) ローマ人への手紙、第一章五節、十三節、二章十四節、二十四節、三章十九節(11)、四章十七節、十八節、九章二十四節、三十節、十章十九節(11)、十一章十一節、十二節、十三節(11)、十五節、十五章九節(11)、十節、十一節(11)、十六節(11)、十八節、十七節、十六章四節、二十六節、コリント人への第一の手紙、一章三節、五章一節、十一章二節、コリント人への第一の手紙、十一章十六節、ガラテヤ人への手紙、第一章十六節、二章一節、八節、九節、十一節、十四節、十五節、二章八節(11)、十四節、テオドリケ人への第一の手紙、第一章十六節、四章五節。cf. K. L. Schmidt, "εθνος εθνων" in Kittel's *The WNT*, II, Stuttgart, 1933—1974, pp. 364—372.
- (5) 「代表」分割表現「*ειπει*」は「全体」をついておらず場合と、対にならむ「*ειπει*」は「部分」を表現する仕方である。例へば、日本人の立場で「すべての人々」を表現するときに「日本人も外人も」というような場合、「日本人」と「外人」には代表「分割表現」をなしてこらへれる。ペウロが、コダヤ人の立場で「ユダヤ人も異邦人も」あるいは「ユダヤ人もギリシャ人も」という場合は、ややむね「ユダヤ人の他の人々」らしい意味で代表「分割表現」をなして考えられね。
- (6) ローマ人への手紙、第一章十九節、九章二十四節、コリント人への第一の手紙、第一章二三節、ガラテヤ人への手紙、第一章十四節、十五節。
- (7) ローマ人への手紙、第一章十四節、九章二十四節、十一章二十一節、十一節、十五節、十五章九節、二七節、コリント人への第一の手

紙十一章一六節。

(8) ローマ人への手紙一章五節、十一章十三節、十五章十六節、十八節、ガラテヤ人への手紙一章十六節、二章一節、テサロニケ人への第一の手紙二章一章十六節。

(9) ローマ人への手紙二章二九節、九章二四節、十一章十一節、二五節、コリント人への第一の手紙一章二三節。

(10) 「つかはしたちは、十字架につけられたキリストを置く伝える。このキリストは、ユダヤ人にはつまむかせるもの、異邦人には愚かなものであるが、召された者自身にとては、ユダヤ人にもギリシャ人にも、神の力、神の知恵たるキリストなのである」傍点筆者。

(11) ローマ人への手紙一章十六節、二章九節、十節、十七節、二八節、二九節、三章一節、九節、二九節、九章二四節、十章二二節、二二節、二三節、二四節、コリント人への第一の手紙九章二十節(11)、十章二二節、十二章十三節、コリント人への第二の手紙十一章二四節、ガラテヤ人への手紙二章十三節、十四節(11)、十五節、二章二八節、テサロニケ人への第一の手紙二章十四節、十五節。cf. W. Gutbrod, "Ιωάννειος, Ἰακώβη, Ἐβραϊος in the New Testament," in Kittel's *ThWNT* III, pp. 375—391.

(12) ローマ人への手紙三章九節、九章二四節、コリント人への第一の手紙一章二三節、ガラテヤ人への手紙二章十四節、十五節。

(13) ローマ人への手紙二章十六節、二章九節、十節、三章九節、十章二二節、コリント人への第一の手紙二章二二節、二三節、ガラテヤ人への手紙三章二八節。

(14) ローマ人への手紙二章十七節、二八節、二九節、三章一節、コリント人への第一の手紙九章二十節、コリント人への第一の手紙十一章二四節、ガラテヤ人への手紙二章十三節、テサロニケ人への第一の手紙二章十四節、十五節。

(15) コリント人への第一の手紙九章二十節。

(16) ローマ人への手紙九章二四節、コリント人への第一の手紙二章二三節。

(17) コリント人への第一の手紙二章二二節、二二四節、十章二二節、二二三章二二節、ガラテヤ人への手紙二章二八節。

(18) 註(7)参照。拙論二回。

(19) cf. J. Weiss, *Der erste Korintherbrief* (Meyer), Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 1910, ss. 242—244 ; H. Conzelmann, *Der erste Brief an die Korinther* (Meyer), Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 1969, ss. 189—190.

(20) ローマ人への手紙二章十七節、二二八節、二二九節、コリント人への第一の手紙九章二十節。

(21) cf. H. Schlier, *Der Brief an die Galater* (Meyer), Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 1965, s. 79.

(22) ローマ人への手紙一章十四節、二章九節、三章九節、十章十二節、コリント人への第一の手紙一章二二節、二四節、十章三二節、一章一三節、ダニエル一章三節、三章二八節。

ThWNT, II, pp. 508—516.

(23) ローマ人への手紙一章十四節、ガラテヤ人への手紙二章三節。
(24) ローマ人への手紙一章十四節、コリント人への第一の手紙二

三章二八節

(25) cf. C. H. Dodd, *The Epistle of Paul to the Romans* (Moffat), London : Hodder and Stoughton, 1954 (1932), p. 7.
 (26) cf. E. W. Burton, *The Epistle to the Galatians* (ICC), Edinburgh : T. & T. Clark, 1968 (1921); G. S. Duncan,

The Epistle of Paul to the Galatians (Moffat), London : Hodder and Stoughton, 1969 (1935) ; J. B. Lightfoot, *Saint Paul's Epistle to the Galatians*, London : Macmillan, 1887 ; H. Schlier, *Der Brief an die Galater* (Meyer), Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 1965 ; D. A. Oepke, *Der Brief des Paulus an die Galater* (Th. HK), Berlin : Evangelische Verlagsanstalt, 1957 ; H. Lietzmann, *An die Galater* (HzNT), 1911 ; H. W. Beyer und P. Althaus, *Der Brief an die Galater* (NDT), 1962 ; 佐村明『ガラテヤ人の手紙』、新教出版社、一九七四年、山谷義重『ガラテヤ人への手紙』トヨロウ・ケイムンの手紙』、新教出版社、一九七一年、松本寧夫『ガラテヤ書註解』、新教出版社、一九五五年、その他。

(28) cf. Schlier, *op. cit.*, s. 77; Lightfoot, *op. cit.*, pp. 126 ff.

(3) E. Haenchen, "Petrusprobleme", NTS, VII (1961), ss. 193 ff.; E. Dinkler, "Die Petrus-Rom Frage", ThR, XXV (1959); Denzinger, *The Sources of Catholic Dogma*, trns. R. J. DeFerrari, St. Louis : Herder Book Co., 1957; C. K. Barret, "Paul and the 'pillar' apostles", *Studia Paulina*, Haarlem : De Erven F. Bohn, 1953, pp. 1-19; 小林留雄「眞教會に於ける『ピトロ』——カトリック——の歴史的發展史並其教義論」〔『眞教會』〕111編(1957), 111回—1回。

(30) cf. Schlier, *op. cit.*, s. 77; F. Dinkler, "Brief an die Galater", V (1953), ss. 182ff; ders., "Die Petrus-Rom Frage" ss. 198ff.

- (31) O. Cullmann, *Petrus*, Stuttgart: Zwingli Verlag, 1960 (ヘハトハノ荒井編訳『ペトロ』、新教出版社、一九七〇年、一九一〇頁)。cf. Dinkler, "Petrus", *RGG*, 3, Auf. V. s. 248.

(32) ハガニ村の小林、カーネルケンヌ等の批評の主な論拠は「無霧社」「無霧禮」の特殊性の口の使用によるものである。cf. U. Wilchens, "Der Ursprung der Überlieferung der Erscheinungen des Auferstandenen" *Dogma und Denksstrukturen*, 1963, s. 72; H. Furst, "Paulus und die 'Sauler' der jerusalemmer Urgemeinde", *Anlecta Biblica* 18, 1963, ss. 3—10.

(33) Dinkler, *Verkündigung und Forschung* V. s. 198.

(34) ローマ人への手紙1章1節「五節」、11節「六節」、117節「118節」、119節「119節」、三章1節「11節」、四章九節「十節」、十一節「11節」、十五章八節「15節」、ローマ人への第一の手紙七章十八節「11節」、十九節「19節」、ガラテヤ人への手紙1章1節「七節」、七節「八節」、九節「11節」、五章1節「11節」、六節「六節」、十一節「11節」、六章十一節「11節」、十二節「12節」、十五節「15節」、ヨリシロ人への手紙11章1節「三節」、五節「五節」。

(35) ローマ人への手紙1章11五節「11節」、116節「116節」、117節「117節」、三章三十節「30節」、四章九節「十節」、十一節「11節」、111節「111節」、ガラテヤ人への手紙1章11節「五節」、五章六節「6節」、十五節「15節」。cf. R. Meyer, "τεπρομη" in Kittel's *ThWNT*, VI, pp. 81—84.

(36) 小林昭雄、前掲論文、一一八頁、佐竹明、前掲書、注(4)、一五五頁、参照。

(37) 佐竹明、前掲書、一五七—一五八頁。

(38) ローマ人への手紙三章1節「1節」、十五章八節「8節」、ガラテヤ人への手紙1章11節「五節」、五章十一節。

(39) Burton, *op. cit.*, pp. 93 ff.; 佐竹明、前掲書、一五〇頁、注(1)。

(40) Lightfoot, *op. cit.*, p. 109.

(41) Burton, *op. cit.*, pp. 95 ff.

(42) クハトハ、前掲書、四八頁以下。

(43) Schlier, *op. cit.*, s. 77.

(44) *Ibid.* s. 77.

(45) クハトハ、前掲書、四一—四五頁、他の他。

- (46) ヨプケは、ヤコブの名前が冒頭にあげられてじる理由は、ヤコブの名前の方が、ペウロの当面の敵対者であつたユダヤ主義に対するための権威としてより有効であつたからである。くくなくなし、ヒレーベウロが「マトロと回等の」権威を認められないことを強調している。しかし、ペウロが、西の理解を支持する「権威」としてヤコブをめぐらすことは、「人々」による権威をばかへて否定する六節のペウロの立場から、あた、ペウロとヤコブの間の一般的な関係から考へてもいかにも不自然に思われる。この立場は、ついでねれば、ゲルターのいつもの、ヤコブの権威に対するペウロの譲歩といふ解釈といふだらう。
- Oepke, *op. cit.*, s. 49 f.; cf. Haenchen, *Apostelgeschichte* (Meyer), Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht, 1965 (1956); P. Gaechter, *Petrus und seine Zeit*, München : Tyrolia Verlag, s. 422.
- (47) ペーレンの説明は、問題を「地域」か「人種」などへ「無視」の立場ない解釈へむけられていたが、それが誤りである。したがて、それは問題の解決とはない事だ、むしろ「[1]標題」の方送によって問題を解決しなければならない立場をのものとの問題性を示すべきである結果ではないかと思ふ。
- cf. E. W. Burton, *op. cit.* pp. 92, 98—99.
- (48) Oepke, *op. cit.*, s. 51.
- (49) *Ibid.*, s. 54.
- (50) 佐竹明、前掲書、一五一頁。
- (51) ガラテヤ人への手紙二章十二節、その他。
- (52) ガラテヤ人への手紙二章十四節。
- (53) 佐竹明、前掲書、一五一頁参考。
- (54) 同書、一五一—一五四頁。
- (55) 同書、一五一頁。
- (56) 同書、一五一—一五三頁。
- (57) Schlier, *op. cit.*, s. 79.
- (58) *Ibid.*, ss. 76—79.
- (59) クルツィ、前掲書、五十一頁。
- (60) Schlier, *op. cit.*, ss. 78—79.
- (61) ガラテヤ人への手紙二章十二節。

(62) ガラテヤ人への手紙二章十四節。

(63) 佐竹はガラテヤ人への手紙一章十六節の「異邦人の間で」を註解して「律法によらない數いが明らかになつた召命後のパウロには、律法への熱心を前提にするユダヤ人への伝道は、徹底さを欠くものであつた」として、パウロは「異邦人＝非ユダヤ人」へ福音を説くことに特別な召命を感じていたとする。佐竹明、前掲書、九六、一五一—一五四頁参照。

(64) 佐竹明、前掲書、一五五頁、同じ主張はシユリアー、エプケにも見られる。cf. Schler, *op. cit.*, s. 77.; Oepke, *op. cit.*, ss. ss. 50f.

(65) 佐竹明、前掲書、一五一頁

Summary

On $\tau\alpha\ \varepsilon\theta\nu\eta$ in Galatians 2:8

Mikio Ohgida

Galatians 2:7~9 have been accepted as supplying decisive grounds for the argument that Paul's missionary activity was primarily directed to "the Gentiles-uncircumcised".

In Galatians 2:8, however, $\acute{a}kro\beta\nu\sigma\tau\iota\alpha$ in verse 7 is replaced with $\tau\alpha\ \varepsilon\theta\nu\eta$ to describe the object to whom Paul was entrusted with his gospel.

If this replacement had been done intentionally by Paul with his unique discrimination of the meaning between $\acute{a}kro\beta\nu\sigma\tau\iota\alpha$ and $\tau\alpha\ \varepsilon\theta\nu\eta$, long established image of Paul as an apostle to "the Gentile-uncircumcised" should be changed radically.

In this paper the problem of Paul's intention in the parenthetical insertion of Galatians 2:8 and Pauline discrimination of the meaning between $\acute{a}kro\beta\nu\sigma\tau\iota\alpha$ and $\tau\alpha\ \varepsilon\theta\nu\eta$ is examined.